

# 令和5年度 第1回 浜田市地域公共交通活性化協議会

日 時 令和5年7月10日（月）  
13時30分～15時00分（予定）

場 所 浜田市役所5階 議会全員協議会室

## 1 会長あいさつ

## 2 報告事項

- (1) 新委員及び役員について …………… 資料 1
- (2) 事務局規程及び財務規程について …………… 資料 2-1、2-2
- (3) 地域公共交通計画の策定に係る進捗状況について …………… 資料 3-1、3-2

## 3 議題

- (1) 令和4年度事業報告及び決算・監査報告について …………… 資料 4-1、4-2
- (2) 令和5年度事業計画及び予算について …………… 資料 5-1、5-2

## 4 その他

## 令和5年度 浜田市地域公共交通活性化協議会委員名簿 令和5年4月1日～

(敬称略、順不同)

番号	団体名等	役職	氏名	備考
1	浜田市	副市長	砂 川 明	会長
2	島根県立大学	准教授	松 田 善 臣	副会長
3	中国運輸局島根運輸支局	首席運輸企画専門官	橋 本 健 司	新任
4	島根県地域振興部交通対策課	主任主事	実 重 和 成	新任
5	浜田警察署	交通課長	板 倉 雅 人	
6	国土交通省浜田河川国道事務所	副所長	安 部 正 和	新任
7	島根県浜田県土整備事務所	統括調整監	荒 木 伸 次	新任
8	浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	河 野 良 平	新任
9	浜田女性ネットワーク	会員	金 本 妙 子	新任
10	浜田市医師会	監事	河 野 通 久	
11	浜田商工会議所	副会頭	今 井 久 晴	
12	石央商工会	事務局長	山 川 俊 二	
13	浜田地域協議会	委員	三 浦 美 穂	監事
14	金城地域協議会	委員	川 合 克 志	
15	旭地域協議会	副会長	今 田 泰	
16	弥栄地域協議会	委員	三 浦 通 江	新任
17	三隅地域協議会	委員	野 上 理	
18	西日本旅客鉄道株式会社浜田鉄道部	運輸科長	高 山 典 之	
19	石見交通株式会社	常務取締役	渡 辺 健 一	
20	島根県旅客自動車協会浜田支部	支部長	砂 田 光	監事
21	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸 山 武	
22	株式会社Fromハート	事務長	足 立 豪	新任
23	有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三 浦 道 憲	新任
24	大新東株式会社松江営業所	所長	福 間 公 啓	新任

## 浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、浜田市地域公共交通活性化協議会規約（令和5年制定）第11条第3項の規定に基づき、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

## (職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、浜田市地域政策部長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、浜田市地域政策部地域活動支援課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、浜田市地域政策部地域活動支援課職員をもって充てる。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、事務局の運営に関する事項（次項各号に掲げるものを除く。）を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
  - (1) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結等に関すること。
  - (2) 物品及び現金の出納に関すること。
  - (3) その他軽易な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存等については、浜田市において定める取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の使用、保管等については、浜田市において定める取扱いの例による。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程の廃止)
- 2 浜田市地域公共交通活性化協議会事務局規程（平成23年制定）は、廃止する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
浜田市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

## 浜田市地域公共交通活性化協議会財務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、浜田市地域公共交通活性化協議会規約（令和5年制定。以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (予算)

第2条 協議会の予算は、浜田市からの補助金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、予算執行前に協議会に諮るものとする。ただし、協議会開催前の年度当初の収入支出については、会長の承認を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、執行することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、当該年度の出納は、翌年5月31日をもって閉鎖するものとする。

## (予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、予算に補正の必要が生じるときは、これを調整し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、急を要するため、協議会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、専決することができる。この場合において、当該事項を次回の会議で報告するものとする。

## (予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項、目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

## (予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用については、浜田市において定める取扱いの例による。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の会議で報告しなければならない。

## (出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## (協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続については、浜田市において定める取扱いの例による。

2 協議会出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他協議会の予算管理に必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第13条の規定により監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(浜田市地域公共交通活性化協議会財務規程の廃止)

2 浜田市地域公共交通活性化協議会財務規程（平成23年制定）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金及び交付金	1 補助金及び交付金	1 市補助金
		2 その他補助金及び交付金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 地域公共交通計画の策定に係る進捗状況について

### 1 進捗状況

令和 5 年 6 月 21 日(水)

指名競争入札により計画策定に係る委託事業者を決定

落札事業者 株式会社バイタルリード

落札金額 6,380 千円

契約期間 令和 5 年 6 月 23 日から令和 6 年 3 月 22 日

令和 5 年 6 月 23 日(金)

担当者打合せを実施

### 2 計画策定の進め方

株式会社バイタルリードが作成した資料 3-2『地域公共交通計画の策定に向けた取組内容について』を参照

## 地域公共交通計画の策定に向けた取組内容について

### 1. 地域公共交通の概要

#### (1) 計画策定における背景と目的

浜田市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画（計画期間：令和 6 年度まで）」に基づき、公共交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老乗車券制度の導入や公共交通の利用環境整備等に取り組んできました。一方で、少子高齢化や人口減少、それらに起因した公共交通利用者の減少のほか、運転者不足や運転者の高齢化等の問題など公共交通を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

また、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、令和 6 年 6 月末までに地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」（法定計画）を策定することが努力義務となりました。

これらのことから「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画」における更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的な持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の浜田市の取組における指針となる地域特性に応じた新たな「地域公共交通計画」を今年度内に策定することとなりました。

#### 【地域公共交通計画について】

地域公共交通計画	国が定める「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいた、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするための公共交通政策のマスタープラン
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律

#### (2) 計画の対象区域

地域公共交通計画の区域は浜田市全域とします。

#### (3) 計画の期間

令和 6 年（2024 年）4 月から令和 11 年（2029 年）3 月の 5 年間を計画期間とします。

### 2. 計画策定の流れ

#### (1) 地域概況及び公共交通の現況整理

計画策定において基本となる人口分布や少子高齢化の状況、目的地となる施設や通院・通学流動等の基礎データとして整理します。

あわせて、市内で運行している路線バスや予約乗合タクシー等の公共交通及び移動サービスについて運行内容（運行経路、運行頻度、運賃等）を整理します。

## (2) 移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握

公共交通に関する問題点・取り組むべき課題を抽出するため、対象とした住民アンケート調査や関係者へのヒアリング等を実施します。

また、これまで実施した公共交通に関する調査結果、路線バスや予約型乗合タクシー、敬老乗車券等の利用状況等を整理し、分析することで公共交通の詳細な利用実態を把握します。

### 【住民アンケート調査の実施計画案】

調査方法	郵送配布・郵送回収 回収率向上を目的にウェブ（QRコード）による回答も併用
調査対象	住民 2,000 人 人口の少ない地域からもサンプル数を確保するために、各集落（自治会）の世帯数等に応じて地区ごとの配布数を設定
調査項目案	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人属性（年齢、居住地区、職業、運転免許証の有無 等）</li><li>● 移動実態（移動の目的地、利用交通手段、頻度）</li><li>● 公共交通の移動実態、公共交通を利用しない理由</li><li>● 公共交通サービスに対する評価</li><li>● 移動に対する困りごと</li><li>● 今後の公共交通施策に対する意向</li><li>● 自由意見 等</li></ul>
実施時期	7月下旬まで 調査票の作成及び調査準備 8月下旬まで 調査実施（概ね2～3週間程度を回収期限に設定） 9月上旬 調査票の回収、データ整理（入力）・集計 9月中旬以降 集計結果をもとに課題等を分析

## (3) 上位・関連計画及びまちづくりの方向性の整理

第2次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における市の将来像やまちづくりの方向性、関連する計画（都市計画、福祉、教育、環境等）における公共交通の役割と機能の位置付け等を整理し、公共交通体系のあり方を検討するための基本的な事項を把握します。

## (4) 現計画の評価検証

現計画である「第2次浜田市地域公共交通再編計画」に掲げた施策及び事業の実施状況を整理し、現計画の評価・検証を行います。

## (5) 浜田市における地域公共交通の役割と課題の整理

(1)～(4)の結果を踏まえて、浜田市における公共交通の役割、問題点や課題を抽出します。

## (6) 地域公共交通計画（案）の検討

地域公共交通の役割と課題の整理し、地域公共交通計画の基本方針の検討と目標を検討します。また、設定した目標に対しては対応する事業及びスケジュール案を検討し、地域公共交通計画（案）を具体化します。

## (7) 地域公共交通計画の策定（計画の取りまとめ）

浜田市地域公共交通活性化協議会での検討を通じて「浜田市地域公共交通計画」を策定します。

また、計画案に対するパブリックコメントを実施することで市民の意見が広く反映された計画を策定します。

### 3. 浜田市地域公共交通活性化協議会での検討内容

令和5年度の浜田市地域公共交通活性化協議会では、地域公共交通計画に関する協議として次の内容を予定しています。また、必要に応じて利用者部会や交通事業者との意見交換会等を開催します。

#### 【浜田市地域公共交通活性化協議会における協議事項】

開催回	開催時期	協議事項及び検討内容（予定）
第1回	令和5年7月 ※本日	計画策定事業の報告（事業の進め方や今後のスケジュール等）
第2回	令和5年11月	各種調査結果や公共交通の課題についての検討 計画素案に対する検討
第3回	令和5年12月	計画案に対する検討
第4回	令和6年2月	パブリックコメントへの対応結果の報告 計画策定に関する審議

### 4. 事業スケジュール

地域公共交通計画策定に向けた事業スケジュールは次のとおりです。

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 地域概況の整理									
(2) 公共交通の現状整理									
(3) 移動実態や公共交通に対するニーズ等の把握									
住民アンケート調査									
公共交通の利用実態分析									
関係機関ヒアリング調査									
(4) 上位・関連計画及びまちづくりの方向性の整理									
(5) 現計画の評価検証									
(6) 浜田市における地域公共交通の役割と課題の整理									
(7) 地域公共交通計画（案）の検討									
(8) 地域公共交通計画の策定（計画の取りまとめ）									
地域公共交通活性化協議会での検討									

以上

## 令和 4 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業報告

## 1 協議会の開催

事業計画・予算等について協議するため、次のとおり協議会を開催した。

第 1 回	日 時	令和 4 年 7 月 27 日 (水) 13 時 30 分～15 時
	出席者数	25 名
	議 題	・令和 3 年度事業報告及び決算・監査報告について ・令和 4 年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について
第 2 回	日 時	令和 4 年 10 月 18 日 (火) 14 時 30 分～15 時 30 分
	出席者数	25 名
	議 題	・「浜田市地域公共交通計画」の策定及び「浜田市地域公共交通法定協議会」の設置について ・新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通事業者支援事業 (コロナ支援策第 12 弾) について
第 3 回	日 時	令和 5 年 3 月 27 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
	出席者数	26 名
	議 題	・浜田市地域公共交通計画の策定について ・新型コロナウイルス感染症に係る支援事業について ・JR の利用促進に関する取組について

## 2 「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画」の進捗管理

「第 2 次浜田市地域公共交通再編計画 (令和元～6 年度)」の事業の進捗状況は以下のとおりであった。

## (1) ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段

あいのりタクシー等運行支援事業を継続して実施した。

また、実施検討中の地区まちづくり推進委員会に対し、具体的な実施に向けて、補助制度や事例の紹介など掲載した事例集を作成し、周知を行った。

## 【実績】

年度	申請件数			実施団体数	対象経費額	補助金額
		継続	単発			
令和 3 年度	4 件	0 件	4 件	3 団体	141 千円	86 千円
令和 4 年度	60 件	18 件	42 件	13 団体	2,256 千円	1,670 千円

## (2) 敬老福祉乗車券制度の見直しについて

令和 4 年 4 月 1 日から一部見直し (69 歳以下の特定の障がい者への販売) を行った上で第 3 期目を開始した。

また、令和 4 年 7 月からまちづくりセンターでの購入も可能とした。

### 3 公共交通利用促進への取組

年々バスの利用者が減少する中、バス路線が比較的充実している三隅地域の「みすみフェスティバル」において「バス体験乗車会」を開催して子どもから大人までバスを身近に感じてもらうことで、バスを利用するきっかけづくりとすることを目的に実施した。

実施日：令和4年11月13日（日）10時～15時

体験者：約250名



### 4 活性化再生法に基づく法定協議会の立上げ

令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）」の改正に伴い、令和6年6月末までに、地方公共団体において地域交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画（以下「法定計画」という。）」を策定することが努力義務化された。

平成30年度に策定した「第2次浜田市地域公共交通再編計画」は任意の計画であることから、令和5年度から活性化再生法に基づく法定協議会を設置し、法定計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこととした。

## 令和4年度 浜田市地域公共交通活性化協議会収支決算書

## 【収入】

(単位:円)

款・項・目	節		決算額 (B)	増減 (B-A)	備考
	区分	予算額(A)			
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	500,000	280,384	△ 219,616	
2 諸収入 1 雑入 1 雑入	利子収入	1,000	2	△ 998	
収入合計		501,000	280,386	△ 220,614	

## 【支出】

(単位:円)

款・項・目	節		決算額 (B)	不用額 (A-B)	備考
	区分	予算額(A)			
1 運営費		310,000	169,939	140,061	
1 会議費		220,000	161,207	58,793	
1 会議費		220,000	161,207	58,793	
	ア 報償費	180,000	132,000	48,000	協議会委員報償金
	イ 旅費	30,000	22,496	7,504	実費弁償
	ウ 需用費	10,000	6,711	3,289	お茶代
2 事務費		90,000	8,732	81,268	
1 事務費		90,000	8,732	81,268	
	エ 旅費	10,000	0	10,000	
	オ 需用費	10,000	0	10,000	
	カ 役務費	70,000	8,732	61,268	郵送料、振込手数料等
2 事業費		190,000	110,447	79,553	
1 事業費		190,000	110,447	79,553	
1 事業費		190,000	110,447	79,553	1日乗車券印刷費用 バス体験乗車会に係る経費
3 予備費		1,000	0	1,000	
1 予備費		1,000	0	1,000	
1 予備費		1,000	0	1,000	
支出合計		501,000	280,386	220,614	

※既収入額（補助金+預金利息=500,002円）と決算額（280,386円）との差額219,616円は市に戻入

## 令和 5 年度浜田市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

## 1 会議等の開催

## (1) 第 1 回協議会

開催時期：令和 5 年 7 月 10 日

会議内容：①令和 4 年度事業報告及び決算・監査報告  
②令和 5 年度事業計画及び予算の承認

## (2) 利用者部会（予定）

開催時期：令和 5 年 10 月

会議内容：①計画（素案）協議

## (3) 第 2 回協議会（予定）

開催時期：令和 5 年 11 月

会議内容：①調査分析結果報告  
②公共交通の実態報告  
③計画（素案）協議

## (4) 第 3 回協議会（予定）

開催時期：令和 5 年 12 月

会議内容：①計画（案）協議

## (5) 第 4 回協議会（予定）

開催時期：令和 6 年 2 月

会議内容：①パブリックコメントを踏まえた計画（案）協議

## 2 法定計画の策定業務に係る委託発注

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (1) 委託業務の実施主体 | 浜田市                      |
| (2) 業者の決定方法   | 指名競争入札                   |
| (3) 業者の決定時期   | 令和 5 年 6 月               |
| (4) 計画策定期間    | 契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日まで |

## 3 委託事業者による調査業務

次のとおり委託事業者に調査業務を依頼する。

- (1) 現状分析
- (2) アンケート調査・ヒアリング等によるニーズ等の把握
- (3) 地域課題等の抽出及び改善案の提案

#### 4 市議会への報告

- (1) 令和5年12月定例会議総務文教委員会  
計画（案）中間報告
- (2) 令和6年3月定例会議総務文教委員会  
計画書策定報告

#### 5 パブリックコメントの実施

令和5年12月～令和6年1月でパブリックコメントを実施する。

#### 6 公共交通利用促進の取組

##### (1) バス体験乗車会の開催

民間バス事業者と連携し、市内のイベントや地域のサロン等の開催に併せて、路線バスの展示・体験乗車会やバスの乗り方教室を開催し、バスに不慣れな方にもバスに親しんでもらう取組を行う。

##### (2) 公共交通利用促進へつながるイベント等への支援

地域等が公共交通利用促進を目的とし、自主的に企画、運営するイベント等への支援を行うことで、公共交通機関を日常的な移動手段として認識してもらう働きかけを行う。

##### (3) 公共交通に関する積極的な情報提供

- ①公共交通を利用して支えるという意識の醸成を目指し、利用者が減少している公共交通利用の実態について、市民への周知を図る。
- ②公共交通に関心をもってもらうきっかけづくりとして、広報やホームページ等を活用し、公共交通に関する情報を発信する。

##### (4) 1日バス乗車券の利用促進

浜田市に訪れる観光客等を対象として、はまだお魚市場、浜田城資料館、世界こども美術館創作活動館等を含めたエリア内での石見交通バスの1日乗り放題の乗車券の利用促進を図り、もって公共交通の利用促進を図る。

## 令和5年度浜田市地域公共交通活性化協議会予算(案)

## 【収入】

(単位:千円)

款・項・目	節				備考
	区分	予算額(A)	前年度 予算額 (B)	差額 (A-B)	
1 補助金 1 補助金 1 浜田市補助金	浜田市補助金	964	500	△ 500	交通対策事務費 200千円 地域公共交通計画策定事業 764千円
2 諸収入 1 雑入 1 雑入	利子収入	1	1	0	
収入合計		965	501	△ 500	

## 【支出】

(単位:千円)

款・項・目	節					備考	
	区分	予算額(A)			前年度 予算額 (B)		差額 (A-B)
		計	地域公共交通 計画策定事業	交通対策 事務費			
1 運営費		934	764	170	310	624	
1 会議費		694	694	0	220	474	
1 会議費		694	694	0	220	474	
	ア 報償費	675	675	0	180	495	
	イ 旅費	0	0	0	30	△ 30	
	ウ 需用費	19	19	0	10	9	
2 事務費		240	70	170	90	150	
1 事務費		240	70	170	90	150	
	エ 旅費	10	0	10	10	0 旅費(協議等)	
	オ 需用費	30	20	10	10	20 消耗品費等	
	カ 役務費	200	50	150	70	130 資料印刷費・郵送料等	
2 事業費		30	0	30	190	△ 160	
1 事業費		30	0	30	190	△ 160	
1 事業費		30	0	30	190	△ 160	
3 予備費		1	0	1	1	0	
1 予備費		1	0	1	1	0	
1 予備費		1	0	1	1	0	
支出合計		965	764	201	501	464	

## 浜田市地域公共交通活性化協議会規約

## (設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、浜田市地域公共交通計画（法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画をいう。以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に関し必要な協議等を行うとともに、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、浜田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、浜田市殿町 1 番地（浜田市役所内）に置く。

## (所掌事務)

第 3 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の構成員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市職員のうち市長が指名する者
- (2) 学識経験者
- (3) 次に掲げる団体等の代表者又はその推薦する者
  - ア 地域公共交通の利用者に関する団体
  - イ 公共交通事業者等
  - ウ 道路管理者
  - エ 島根県浜田警察署
  - オ 交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
  - カ 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
  - キ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - ク 関係行政機関
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認められる者

## (任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第 6 条 協議会に下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
  - (2) 副会長 1 人
  - (3) 監 事 2 人
- 2 会長は、第4条第1号に掲げる委員をもって充てる。
  - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を統括する。
  - 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
  - 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
  - 3 会議の議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。
  - 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
  - 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
  - 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めることができる。
  - 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
  - 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (幹事会)

- 第8条 第3条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、会長、副会長及び委員の中から協議会が必要と認めた者で構成する。
  - 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

#### (部会)

- 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議結果の尊重義務)

- 第10条 協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

#### (事務局)

- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、浜田市地域政策部地域活動支援課に置く。
  - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (会計)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(監査)

第 13 条 会長は、毎会計年度終了後、必要な書類を監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費及び旅費)

第 15 条 委員等が協議会の会議等に出席したときは、日額 6,000 円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の例による旅費に相当する額の実費弁償を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国、県、市の常勤職員

(2) 前号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(浜田市地域公共交通活性化協議会規約の廃止)

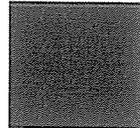
2 浜田市地域公共交通活性化協議会規約(平成 23 年制定)は、廃止する。

令和5年7月5日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 砂川 明 様

監事 今井 久晴



### 会計監査報告書

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

#### 記

1 監査実施日 令和5年7月5日(水)

2 監査結果

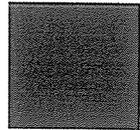
予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、正確に執行されていることを認めます。

令和5年7月5日

浜田市地域公共交通活性化協議会

会長 砂川 明 様

監事 三浦 美穂



### 会計監査報告書

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)浜田市地域公共交通活性化協議会の決算について、下記のとおり監査を実施しましたので、報告します。

#### 記

- 1 監査実施日 令和5年7月5日(水)
- 2 監査結果

予算整理簿、現金出納簿、通帳及び証票書類等を監査した結果、正確に執行されていることを認めます。

令和 5 年 5 月 26 日  
議会 全員 協議会 資料  
地域政策部地域活動支援課

## 石見交通路線バス有福線の路線廃止の申入れ及び今後の対応について

石見交通株式会社から利用者の低迷、慢性的な乗務員不足等により、有福線の路線廃止を行いたい旨の申入れがありましたので、次のとおり報告します。

浜田市としては、当該路線は市民生活に密着した必要不可欠な路線であることから、関係機関と連携して今後の対応を検討します。

### 1 申入れの内容について

- (1) 申入日 令和 5 年 3 月 27 日(月)
- (2) 内容 令和 5 年 9 月 30 日をもって有福線を廃止

### 2 申入れに対する要望について(浜田市及び江津市の連名による。)

- (1) 要望日 令和 5 年 4 月 24 日
- (2) 内容
  - ア 有福線を存続すること。
  - イ 存続が困難な場合は、廃止時期を令和 6 年 4 月 1 日以後に延期すること。
  - ウ 地元説明会を浜田市及び江津市とともに開催すること。

### 3 要望に対する石見交通株式会社からの回答について

- (1) 回答日 令和 5 年 5 月 8 日
- (2) 内容
  - ア 有福線の存続については、利用者の減少、運転手の高齢化等により困難
  - イ 廃止時期の延期については、住民への周知、各種調整等を踏まえ、多少の延期を考慮し、協議に応じる。
  - ウ 地元説明会については対応する。

### 4 今後の対応について

- (1) 石見交通株式会社との協議及び代替交通手段の検討
- (2) 江津市との協議(路線廃止時期等に係る再要望等を検討中)
- (3) 教育委員会との協議(浜田東中学校生徒の通学に対する対応を検討中)
- (4) 地元説明会の開催

### 5 路線バス廃止・減便に伴う道路運送法上の国土交通省への手続について

[参考]

- (1) 路線廃止 事前届出(6 月前) (関係市町村との協議・調整不要)
- (2) ダイヤ改正・運行回数変更
  - ア 運行回数の変更 事前届出(30 日前) (関係市町村との協議・調整不要)
  - イ 運行時刻の変更 事後届出 (関係市町村との協議・調整不要)



有 福 線  
(商港・栄町・浜田駅経由)

2021年3月21日 改正

江 津 → 有 福 → 浜 田 → 周 布 方 面																
嘉 戸 塩 田	江 津 駅 前	済 生 会 病 院	和 木	都 野 津 駅 前	能 美 医 院 前	羽 代 口	跡 市	有 福 温 泉	宇 野	上 府	浜 田 駅 前	栄 町	原 町	熱 田	商 港 口	周 布
	6:34	6:38	6:45	6:49	6:53	6:56	7:02	7:11	7:23	7:30	7:44	7:51	7:54	8:01	8:04	8:12
	7:45	7:49	7:56	8:00	8:04	8:07	8:13	8:24	8:36	8:43	8:55	9:02	9:05	9:12	9:15	9:23
8:32	8:39	8:43														
	10:32	10:36	10:43	10:47	10:51	10:54	11:00	11:09	11:21	11:28	11:40	11:47	11:50	11:57	12:00	12:08
12:38	12:45	12:49	12:56	13:00	13:04	13:07	13:13	13:22	13:34	13:41	13:53	14:00	14:03	14:10	14:13	14:21
	14:32	14:36	14:43	14:47	14:51	14:54	15:00	15:09	15:21	15:28	15:40	15:47	15:50	15:57	16:00	16:08
15:40	15:47	15:51	15:58	16:02	16:06	16:09	16:15	16:24	16:36	16:43	16:55	17:02	17:05	17:12	17:15	17:23
17:43	17:50	17:54	18:01	18:05	18:09	18:12	18:18	18:27	18:39	18:46	18:58	19:05	19:08	19:15	19:18	19:26

周 布 → 浜 田 → 有 福 → 江 津 方 面																
周 布	商 港 口	熱 田	原 町	栄 町	浜 田 駅 前	上 府	宇 野	有 福 温 泉	跡 市	羽 代 口	能 美 医 院 前	都 野 津 駅 前	和 木	済 生 会 病 院	江 津 駅 前	嘉 戸 塩 田
6:35	6:41	6:45	6:52	6:56	7:05	7:15	7:22	7:36	7:43	7:49	7:52	7:56	8:00	8:07	8:13	8:20
9:05	9:11	9:15	9:22	9:26	9:35	9:45	9:52	10:06	10:13	10:19	10:22	10:26	10:30	10:37	10:41	止
														12:25	12:29	12:36
12:30	12:36	12:40	12:47	12:51	13:00	13:10	13:17	13:31	13:38	13:44	13:47	13:51	13:55	14:02	14:06	止
														15:27	15:31	15:38
14:30	14:36	14:40	14:47	14:51	15:00	15:10	15:17	15:31	15:38	15:44	15:47	15:51	15:55	16:02	16:06	止
														17:30	17:34	17:41
17:02	17:08	17:12	17:20	17:24	17:35	17:45	17:52	18:08	18:15	18:21	18:24	18:28	18:32	18:39	18:43	止

※掲載しておりますバス停留所は主要停留所です。その他バス停の時刻についてはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

石見交通 浜田営業所 (0855) 27-2211

## 石見交道路線バス有福線廃止に伴う地元説明会の開催について

石見交通株式会社から「有福線」の路線廃止の申入れに伴い、次のとおり同社とともに地元説明会を開催しました。

今回の説明会で頂いた意見等を整理し、石見交通株式会社に対して再度、路線の存続要望や、やむを得ず、路線を廃止する場合における廃止時期の延期等について、引き続き協議を行います。

### 1 説明会日程、参加者数及び主な意見

地区	日時・会場・参加者	主な意見
上府町	上条 三重 5月29日(月) 19:00~20:00 府城センター 21人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来を見据えて路線を維持してほしい。</li> <li>・周布江津線を上府まで乗り入れてほしい。</li> <li>・代替交通は、車両の小型化や運行時間を考慮してほしい。</li> </ul>
	伊甘 山根郷 5月30日(火) 19:00~19:40 伊甘集会所 21人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替交通では、民間競合であっても浜田駅まで運行してほしい。</li> <li>・意見を地区で集約したい。市は検討案を示してほしい。</li> </ul>
	三宅 久畑 天神 5月31日(水) 19:00~20:00 上府自治公民館 38人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者のためにも存続してほしい。定時定路線は安心できる。</li> <li>・「乗務員不足」は、企業の責任であり、利用者にとって廃止の理由にならない。</li> <li>・唐突に全線廃止ではなく、減便などの対応をしてほしい。</li> </ul>
宇野町 上府町荒相	6月6日(火) 18:00~20:00 宇野分館 35人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、免許証返納者の増加に伴い、バスの需要も増加する。長期的に考えてほしい。</li> <li>・利用者の減少は地元にも原因があるが、減便に向けた見直しをしてほしい。</li> <li>・乗降調査を再度実施してほしい。</li> </ul>
下有福町 大金町	6月14日(水) 18:30~20:15 有福分館 43人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減便して存続などの工夫を考えてほしい。</li> <li>・運行時間、運賃など、利用者の実情にあった運行をしてほしい。</li> <li>・今後の検討に当たり、地域住民の声をしっかり吸い上げてほしい。</li> </ul>

## 2 江津市、石見交通株式会社との三者協議の状況について

今後の対応について、江津市と連携し、石見交通株式会社と協議を行っています。

- (1) 減便での継続運行の可能性について
- (2) やむを得ず、路線を廃止する場合における路線廃止時期の延期について

## 3 沿線自治会等からの地元要望について

沿線自治会等から石見交通株式会社に対し、要望活動が行われました。

- (1) 日時・場所 6月5日(月) 16:00～16:50 石見交通株式会社浜田営業所
- (2) 内容
  - ア 有福線の路線存続について
  - イ やむを得ず、路線を廃止する場合における路線廃止時期の延期について
  - ウ 地元説明会の開催について